

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律（種の保存法）の概要

令和7年10月
環境省自然環境局野生生物課

種の保存法とは

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に「**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）**」が施行。種の保存法では、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。

法目的

絶滅のおそれのある野生動植物の**種の保存を図ることにより**、**生物の多様性を確保すると共に**、**良好な自然環境を保全し**、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する（法第1条）

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧I類、II類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じる。

<法律の構成>

個体の捕獲・譲渡し等の規制

国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的の陳列・広告、譲渡し、捕獲・採取、殺傷・損傷、輸出入等が原則として禁止されている。

生息地の保護

生息・生育環境の保全を図る必要があると認める場合は、「生息地等保護区」を指定する。

保護増殖事業

個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要があると認める場合は、「保護増殖事業計画」を策定して、保護増殖のための取組を行っている。

外国産の希少野生生物の保全

外国産の希少野生生物については、ワシントン条約（附属書I掲載種）、二国間渡り鳥等保護条約・協定（通報種）に基づいて、国際希少野生動植物種を指定する。国際希少野生動植物種に指定されている種については、販売・頒布目的の陳列・広告と、譲渡し等が原則として禁止されている。

種の保存法の施策体系 (令和6年11月現在)

(平成4年6月制定・平成5年4月施行・赤字は平成29年改正箇所)

(我が国に生息する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)

- レッドリストの作成
- レッドデータブックの作成

絶滅危惧種3,772種

ワシントン条約附属書 I 掲載種

二国間渡り鳥等保護条約(協定)通報種

希少野生動植物種(第4条第2項)

国内希少野生動植物種(第4条第3項)448種

国際希少野生動植物種(第4条第4項)

個体等の取扱規制

捕獲等の禁止 (第9条) ※2	譲渡し等の禁止 (第12条第1項) ※1,2	販売目的の陳列 広告の禁止 (第17条)	輸出入の禁止 (第15条第1項) ※1
-----------------------	------------------------------	----------------------------	---------------------------

譲渡し等の禁止 (第12条第1項)	販売目的の陳列 広告の禁止 (第17条)	輸出入時の承認 の義務付け (第15条第2項)
----------------------	----------------------------	-------------------------------

※1 特定第一種国内種は適用除外(第12条第1項第2号等)。特定国内種事業として行う場合には届出が必要(第30条)

※2 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみ規制(第9条第2号等)

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

- 法第20条に基づく、環境大臣(又は個体等登録機関)の「登録」を受けた場合(第12条第1項第6号)
- 象牙等で全形を保持しないものを譲渡する場合(第12条第1項第4号等)
 - ※特定国際種事業(べっ甲)として行う場合には届出が必要(第33条の2)
 - ※特別国際種事業(象牙)として行う場合には登録が必要(第33条の6)

生息地保護

生息地等保護区の指定(第36条第1項) **10地区指定(1,489ha)**

環境省が指定・管理

保護増殖

保護増殖事業計画(第45条第1項) **76種(亜種を含む。)**

環境省(+各省)が策定(告示)

環境省の保護増殖事業

動植物園

認定希少種保全動植物園等の認定(第48条の4第1項) **15園認定**

認定園が行う希少野生動植物種の譲渡し等については許可手続き不要。

種の保存法の沿革



- 我が国の絶滅危惧種の保全制度は、二国間渡り鳥条約やワシントン条約に対応するための譲渡規制に重点を置いたものから、国内の絶滅危惧種の保全も含めた体系的な制度に見直し。
- 国内の絶滅危惧種の保全に関しては、**平成25年及び平成29年度に法改正を実施した。**

昭和47年 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の制定
・特殊鳥類の譲渡及び輸出入の禁止

昭和62年 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律の制定
・国際取引により絶滅のおそれのある種について、譲渡等及び陳列を禁止
・商業目的で繁殖された個体の登録

平成4年 種の保存法の制定
・国内及び国外の絶滅危惧種種の保存を図る体系的な制度を整備。

※特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律は廃止。

平成6年 種の保存法の改正
・器官及び加工品の規制を追加
・原材料器官等に係る事前登録制度
・特定国際種事業の創設
・適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の創設
・指定認定機関の創設

平成15年 種の保存法の改正
・指定認定機関を登録機関に改正
・登録機関の申請対象の拡大、要件の明確化

平成25年 種の保存法の改正
・罰則の引き上げ
・広告の禁止
・登録票の変更、書換交付等の新設

平成29年 種の保存法の改正
・特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設
・認定希少種保全動植物園等制度の創設
・国際希少野生動植物種の登録制度の強化
・特別国際種事業者の登録制度の創設 など

種の保存法 平成25年改正の概要

- 平成25年に種の保存法改正を実施し、違法譲渡の罰則大幅引き上げ、広告（含インターネット）の禁止、登録票の記載事項変更に伴う変更登録、登録票の書換交付を新設、目的規定の追加（生物の多様性確保等）、施行後3年後の見直しを追加。

改正の必要性

- 希少野生動植物種の個体等は、希少性が高く、高額で取引されるが、現行の罰則が軽いことから、悪質な違法取引が後を絶たない。

【違法取引の価格の例】



※1者が延べ60頭で約1500万円の利益を得た事例有り

←イニホーラクガメ
2匹で700万円

スローロリス→
30万円



象牙(全形)→
47本で1700万



これらに対し、現行で最高の罰則は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人は最高100万円以下の罰金）

- 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種は、前段階の行為である販売又は頒布目的での陳列が禁止されているが、実物を伴わないインターネット上での掲載等については特段の規定がないため、違法な譲渡し等を助長する一因となっている。

- 環境大臣に申請して登録票の交付を受けた国際希少野生動植物種の個体等（商業的目的で繁殖させたもの等）は譲渡し等が可能であるが、個体等の性状に変更が生じた場合（生体からはく製へ加工した等）に、登録票と個体等の対応関係を明確にするための記載事項の変更を求める手続の規定がない。

例)オオバタン



※登録票は個体等に備え付けて管理

【登録票】
種名、登録
記号番号
などを記載

改正内容

- (1) 違法な譲渡し等についての罰則を大幅に引き上げる。
行為者：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 → 【改正案】 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
法人： 100万円以下の罰金 → 1億円以下の罰金
 - (2) 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種について、これまでの販売又は頒布目的での陳列禁止に加えて、広告（インターネット又は紙媒体等への掲載等）についても禁止する。
 - (3) 登録票の記載事項（個体等の区分、主な特徴）に変更が生じた場合における変更登録、登録票の書換交付等の手続を新設する。
 - (4) その他、目的規定に「生物の多様性の確保」の明記、国の責務規定に「科学的知見の充実」の追加、「教育活動等により国民の理解を深めること」の規定及び施行後3年を経過した場合の法の見直し規定の追加等の改正を行う。
- (1) 公布の日から起算して20日、(2) 及び (3) 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日からそれぞれ施行する。

種の保存法 平成29年改正の概要

- 平成29年に種の保存法改正を実施し、特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、動植物園等を認定する制度の創設、国際希少野生動植物種の個体識別義務の追加、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設、科学委員会の法定化等を追加。

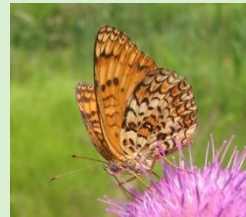
改正の必要性

○我が国では約3,700種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）を規制対象から除外する種指定の在り方が求められていた。



草原に生息する
ヒョウモンモドキ
→

←水田水路に生息する
ミヤコタナゴ



←水田に生息する
ナゴヤダルマガエル
※写真提供：自然環境研究センター

○希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。

改正内容

- (1) 販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設（第4条第6項等）する
 - 二次的自然に分布する昆虫類、魚類、両生類等を想定
 - ✓ 業者の捕獲等の抑制による保全
 - ✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全
- (2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しない（第48条の10）こととする。
- (3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設（第20条の2）するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける（第20条第2項第4号等）。更に、象牙事業については届出制を登録制とする（第33条の6等）。
- (4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変（第36条等）、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設（第48条の2等）、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設（第6条）、科学委員会の法定化（第4条第7項）等の改正を行う。

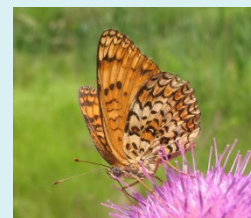
種の保存法 平成29年改正の概要（特定第二種）

現状と課題

- レッドリストでは、約3,700種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の 国内希少野生動植物種は208種※1に留まっている。
 - ※1当時の指定数。平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている。
- 多くの絶滅危惧種が二次的自然（里地里山等）に依存※2しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。
 - ※2昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。
- また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。
- しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。
- 産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※については、捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）の規制が重要ではない場合がある。
 - ※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



昆虫類

改正内容

<現行の国内希少野生動植物種>

- 学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止（第9条）。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

<特定第二種国内希少野生動植物種>

（新設・第4条第6項）

- 販売・頒布の目的での捕獲等のみを禁止（第9条第2号）。

販売・頒布
業者の捕獲等

調査研究・環境教育等
捕獲や交換

種の保存法 平成29年改正の概要（認定動植物園）

現状と課題

- ツシマヤマネコ、トキ、ムニンノボタン等の一部の種は、動植物園等の協力を得て生息域外保全や野生復帰の取組を実施。
- 動植物園等の種の保存等に対する役割を認める制度は存在せず、生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力を頼っている。動植物園等の間で、繁殖等のために個体を移動する際には、譲渡し等の許可手続き（第13条）が必要であり、手続きの緩和が必要。
- 野生動植物種の生息状況等の悪化に伴い、生息域外保全が必要な種の数が増大の一途。生息域外保全を政府の力だけで実施することは限界があることから、今後、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。



ツシマヤマネコ



ムニンノボタン

改正内容

- 希少種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）。計画の策定を通じて、積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和（第48条の10）等を通じて、生息域外保全を更に推進。

